

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3960552号

(P3960552)

(45) 発行日 平成19年8月15日(2007.8.15)

(24) 登録日 平成19年5月25日(2007.5.25)

(51) Int. Cl.

B 4 2 D 11/00 (2006.01)

F I

B 4 2 D 11/00

E

請求項の数 2 (全 11 頁)

|           |                               |           |                                      |
|-----------|-------------------------------|-----------|--------------------------------------|
| (21) 出願番号 | 特願2003-368912 (P2003-368912)  | (73) 特許権者 | 000186566<br>小林記録紙株式会社               |
| (22) 出願日  | 平成15年10月29日(2003.10.29)       |           | 愛知県刈谷市小垣江町北高根 1 1 5 番地               |
| (65) 公開番号 | 特開2005-131874 (P2005-131874A) | (74) 代理人  | 100069431<br>弁理士 和田 成則               |
| (43) 公開日  | 平成17年5月26日(2005.5.26)         | (72) 発明者  | 若尾 禎                                 |
| 審査請求日     | 平成17年5月23日(2005.5.23)         |           | 愛知県刈谷市小垣江町北高根 1 1 5 番地<br>小林記録紙株式会社内 |
| 早期審査対象出願  |                               | 審査官       | 小野 忠悦                                |

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ラベル帳票

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

台紙上に上紙が剥離可能に貼合された帳票であって、

上紙は、本票と分離票とが輪郭切り取り線で隣接された伝票片を備え、かつ分離票を除いた裏面領域に粘着剤を塗工した粘着剤層が設けられてなるとともに、

台紙は、粘着剤層と対向する表面領域に剥離剤を塗工した剥離剤層が設けられ、かつ台紙裏面から台紙表面まで到達する深さの切り込みであって輪郭切り取り線を囲んで分離票よりも大きな輪郭を有する輪郭ハーフカット線が形成され、輪郭ハーフカット線よりも内側の表面領域に情報記載欄を備えてなり、

伝票片裏面の台紙をめぐって輪郭ハーフカット線を切断し、輪郭ハーフカット線の内側部分を残した状態で上紙から台紙を剥がし取ると伝票片を被着体に貼付でき、輪郭切り取り線を切断して本票から分離票を切り離すと分離票に相当する部位に台紙の情報記載欄が現れるようになっている。

ことを特徴とするラベル帳票。

【請求項 2】

請求項 1 に記載のラベル帳票において、

前記輪郭切り取り線は、カット部とアンカット部を有する通常ミシン線と、通常ミシン線のアンカット部に設けられたカット部とアンカット部を有するマイクロミシン線とからなる混合ミシン線である

ことを特徴とするラベル帳票。

10

20

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、特に通信販売業界、百貨店業界、運輸業界等で使用される配送伝票として好適なラベル帳票に関する。

**【背景技術】****【0002】**

例えば注文を受けた通信販売業者が商品を配送する場合、商品の流通を管理する目的で商品を梱包したケースに配送伝票を貼付して発送している。

**【0003】**

配送伝票としては図8に示す構造のものが一般的である。同図に示す配送伝票2は、貼付票2-1、配達票2-2、貼付片2-3の3つの紙片が切り取り線2a、2aを介して隣接され、貼付票2-1と貼付片2-3の裏面に設けられた粘着剤層3でケース1に貼り付ける構造になっている(図8a参照)。そして、配送業者はケース1を配達すると、配送伝票2の配達票2-2に受取人の捺印またはサインをもらい、2本の切り取り線2a、2aを切断し(図8b参照)、配達票2-2を配送伝票2から切り離して配達控えとして持ち帰るものとしている(図8c参照)。

**【0004】**

また、配送伝票の他の例としては図9に示す構造のものも知られている。同図に示す配送伝票4は、貼付票4-1の領域内に配達票4-2が設けられていて、配達票4-2の輪郭をかたどった切り取り線4aが形成され、配達票4-2を除いた貼付票4-1裏面に設けられた粘着剤層5でケース1に貼り付ける構造になっている(図9a参照)。

**【0005】**

さらに、特許文献1には、上質紙からなる上紙と、上質紙の裏面に粘着剤を介して剥離紙を貼り合わせたタック紙とで構成された配送用帳票が開示されている。この配送用帳票は上紙に配送伝票部と通信シート部がハーフカット線を介して隣接され、上紙の裏面に擬似接着剤を介してタック紙が貼着された構造になっている。

**【0006】**

**【特許文献1】**特開2002-127644号公報

**【発明の開示】****【発明が解決しようとする課題】****【0007】**

例示した従来の配送伝票によると以下のような問題点が指摘されている。

**【0008】**

例えば、図8cに示すように、配達票2-2を切り離した後は貼付票2-1と貼付片2-3がケース1に貼り付いたまま残り、剥がした配達票2-2部分が欠落してケース1の地肌が露出するので、外観上決して見栄えの良いものではない。また、剥がした配達票2-2は配達業者に持ち帰られてしまうので、配達票2-2には受取人に伝達したい情報を載せることができず、配送伝票2に掲載できる情報量が少ないという欠点もある。

**【0009】**

また、図9bに示すように、配達票4-2を斜め方向に無理に剥がそうとすると切り取り線4aから外れてしまい、配達票4-2が途中で破損することがある。そこで、この配達票4-2を貼付票4-1から切り離し易くするために、図9cに示すようなミシン線を粗く(カット部を大きく)した切り取り線4bを形成した場合、今度は配達時にケース1を積み重ねるなどして外力が加えられると切り取り線4bが簡単にハチケてしまい、配達票4-2が配送伝票4から脱落するという不具合もある。

**【0010】**

さらに、特許文献1に開示された配送用帳票の場合には、通信シート部に別途情報を載せることができるという利点があるものの、上紙の裏面に貼着するタック紙が高価なため帳票の作製コストが嵩むという欠点がある。また、上紙の裏面に上質紙、粘着剤、剥離紙

10

20

30

40

50

という3層構造からなるタック紙を擬似接着剤で貼着する構造であるので、帳票の総厚が厚くなってトナーの定着性が悪い上に、帳票の腰が強くなり過ぎてしまいプリンタでの通紙性に支障を来すという不具合がある。

【0011】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたもので、その目的とするところは、外観見栄えが良好で掲載できる情報量も多く、かつ帳票の総厚を抑えてプリンタでの印字適性に優れたラベル帳票を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0012】

本発明は、上記の目的を達成するため、台紙上に上紙が剥離可能に貼合された帳票であって、上紙は、本票と分離票とが輪郭切り取り線で隣接された伝票片を備え、かつ分離票を除いた裏面領域に粘着剤を塗工した粘着剤層が設けられてなるとともに、台紙は、粘着剤層と対向する表面領域に剥離剤を塗工した剥離剤層が設けられ、かつ台紙裏面から台紙表面まで到達する深さの切り込みであって輪郭切り取り線を囲んで分離票よりも大きな輪郭を有する輪郭ハーフカット線が形成され、輪郭ハーフカット線よりも内側の表面領域に情報記載欄を備えてなり、伝票片裏面の台紙をめぐって輪郭ハーフカット線を切断し、輪郭ハーフカット線の内側部分を残した状態で上紙から台紙を剥がし取ると伝票片を被着体に貼付でき、輪郭切り取り線を切断して本票から分離票を切り離すと分離票に相当する部位に台紙の情報記載欄が現れるようになっていることを特徴とするラベル帳票を提供するものである。

10

20

【0013】

ここで、この発明において使用する台紙と上紙は、ともにレーザプリンタやインクジェットプリンタ等のノンインパクトプリンタや、熱転写プリンタあるいはドットインパクトプリンタ等による印字適性を備えた印刷用紙で構成されていることが好ましい。例えば上質紙、軽量コート紙、コート紙、アート紙等が使用でき、この中でも印字適性に優れた上質紙が好適である。

【0014】

粘着剤層は、例えばアクリル系糊、ゴム系の天然ゴム糊、合成ゴム糊、あるいは天然ゴム糊と合成ゴム糊を混ぜ合わせた糊などの各種の糊類を用紙上に塗工することで形成でき、剥離剤層は、例えば主成分にシリコン等の離型剤が含有された各種の紫外線硬化型インキを用紙上に印刷して乾燥させることで形成できる。

30

【0015】

さらに、切り取り線とは、用紙にカット部とアンカット部を形成したミシン線のようにカッター等の刃具を使用しなくても用紙を切断できるようにした線のことをいい、ハーフカット線とは、用紙の厚み方向にかけてその用紙を完全には切断してしまわない深さの切り込みを入れた線のことをいう。

【0016】

本発明のラベル帳票は台紙の上に上紙を貼合した構成であるので、帳票の総厚を薄く抑えることで安定したトナー定着性が得られ、帳票の腰が強くなり過ぎずプリンタでの通紙性を良好に維持できる。またハーフカット線の内側部分を残したまま台紙を上紙から剥がして帳票を貼り付けることで、分離票を切り離した部分に台紙の情報記載欄が現れて帳票の外観見栄えを良好に保つことができ、かつ帳票上に更なる情報を掲載することが可能になる。

40

【0017】

また、本発明の一実施態様として、前記輪郭切り取り線は、カット部とアンカット部を有する通常ミシン線と、通常ミシン線のアンカット部に設けられたカット部とアンカット部を有するマイクロミシン線とからなる混合ミシン線であると良い。

【0018】

ここで、マイクロミシン線とは、カット部とアンカット部の長さがそれぞれ1.0mm以下に設定されたミシン線のことを指し、カット部とアンカット部の長さがそれぞれ1.

50

0 mmを超えるミシン線は通常ミシン線と定義する。

【0019】

この構成によると、分離票の輪郭の途中で切断しにくいマイクロミシン線が点在することで通常ミシン線の切断が食い止められて配達時における分離票の脱落を防止でき、かつ分離票の輪郭の途中で切断し易い通常ミシン線が点在することで分離票の分離時には大きな力を必要とせずにミシン線の切断をスムーズに行うことができるという利点がある。

【発明の効果】

【0020】

本発明に係るラベル帳票によると、台紙上に上紙を貼合した構成であり、帳票の総厚を薄くできかつ帳票の腰が強くなり過ぎないので、安定したトナー定着性が得られるとともにプリンタでの通紙性を良好に維持できるという効果を有する。

10

【0021】

また、高価なタック紙を貼着する構成でもないため、作製コストを低減できるという効果を有する。

【0022】

さらに、切り離される分離票の部分に台紙を残したまま帳票を貼り付けることができるので、分離票を剥がした後の帳票の外観見栄えを向上させることができるとともに帳票上に更なる情報を掲載できるという効果を有する。

【発明を実施するための最良の形態】

【0023】

以下、本発明の実施の形態について、添付図面を参照しながら詳細に説明する。

20

【0024】

図1に示すように、本実施形態のラベル帳票Pは、通信販売業者や百貨店業者が商品を配送する際に、商品を梱包したケースに貼り付けて商品管理を行う配送伝票として使用される。このラベル帳票Pは、上質紙を使用した上紙11-1と、同じく上質紙を使用した台紙11-2を重ね合わせて貼合したシート体11で構成されており、シート体11上に伝票片P1と帳票片P2を備えている。

【0025】

図2に示すように、上紙11-1は矩形形状に成形され、その略中央部分を縦断して上紙表面から上紙裏面まで到達する深さの境界切り取り線12が形成されている。上紙11-1は境界切り取り線12を介して伝票片P1と帳票片P2が分割可能に隣接されている。

30

【0026】

伝票片P1はさらに本票P11と分離票P12の2つの伝票に区画され、本票P11が配送伝票の貼付票に、分離票P12が配送伝票の配達票になる。つまり分離票P12の周囲は輪郭切り取り線13で囲まれていて、この輪郭切り取り線13を切断することで本票P11から分離票P12が切り離される。上紙11-1の裏面側には、この分離票P12を除いた領域に粘着剤層15が全面塗工されている(図2b参照)。

【0027】

また、分離票P12にはその角部を切り落として輪郭切り取り線13に繋がるコーナーカット部14が形成されていて、分離票P12の端部を掴んで輪郭切り取り線13を切断し易くなっており、分離票P12の破損を防ぐことができる。

40

【0028】

さらに、輪郭切り取り線13の形状としては図3に示すような特殊形状のミシン線を採用している。このミシン線は通常ミシン線13-1と、通常ミシン線13-1よりもピッチの細かなマイクロミシン線13-2とからなる混合ミシン線である。

【0029】

本実施形態では、分離票P12の大きさが縦94mm、横100mmの矩形形状に成形されていて、通常ミシン線13-1とマイクロミシン線13-2の長さはそれぞれ次のように設定されている。通常ミシン線13-1はカット部13-1aとアンカット部13-1bで構成されており、カット部13-1aの長さが7.0mm、アンカット部13-1b

50

の長さが4.0mmに設定されている。マイクロミシン線13-2は通常ミシン線13-1のアンカット部13-1b上に設けられたカット部13-2aとアンカット部13-2bで構成されており、カット部13-2aの長さが1.0mm以下、アンカット部13-2bの長さが0.6mm以下で、かつ両者を組み合わせたミシン線全体の長さが2.0~4.0mmの範囲内に設定されている。

【0030】

なお、コーナーカット部14を除く分離票P12の隅部は1.0mmのカット部になっている。

【0031】

このように、輪郭切り取り線13の形状として通常ミシン線13-1とマイクロミシン線13-2を交互に配置した混合ミシン線を採用したのは次のような理由による。

【0032】

すなわち、輪郭切り取り線13を通常ミシン線のようにカット部が大きなミシン線のみで構成すると、小さな外力が加えられただけで輪郭切り取り線13が簡単にハチケてしまい、分離票P12が本票P11から脱落することがある。逆に輪郭切り取り線13をマイクロミシン線のようにカット部が小さなミシン線のみで構成すると、輪郭切り取り線13を切断するために大きな力が必要になり、無理に剥がそうとするとミシン線から外れてしまい、分離票P12が破損することがある。

【0033】

これに対して、本実施形態のように輪郭切り取り線13に混合ミシン線を採用することで、分離票P12の輪郭の途中でマイクロミシン線13-2が点在することになり、通常ミシン線13-1がハチケてもマイクロミシン線13-2でそれ以上の切断が食い止められるので、配達時における分離票P12の脱落を防止できる。加えて、分離票P12の輪郭の途中には通常ミシン線13-1も点在するので、分離票P12の分離時には大きな力を加えなくてもミシン線の切断をスムーズに行うことができる。

【0034】

図4に示すように、台紙11-2は上紙11-1と等しい大きさに成形され、上紙11-1の境界切り取り線12に相当する位置には通常ミシン線で形成された境界切り取り線26が設けられている。台紙11-2はこの境界切り取り線26を介して伝票片P1と帳票片P2が分割可能に隣接されている。

【0035】

また、このラベル帳票Pでは、上紙11-1と台紙11-2を貼り合わせたときに上紙11-1の境界切り取り線12と台紙11-2の境界切り取り線26とが互いにずれてしまった場合であっても、伝票片P1と帳票片P2との分離作業が確実に行われるようにしてある。すなわち、境界切り取り線26に沿って略0.5mm程度ずらした位置に台紙11-2の裏面から表面まで到達する深さの切り込みを形成した境界ハーフカット線27が設けられている。境界切り取り線26と境界ハーフカット線27は、そのいずれか一方が設けられていれば良く、またその双方が設けられていても構わない。なお、上紙11-1と台紙11-2を貼り合わせた後に境界切り取り線12を形成する作製手順を採用した場合には、上紙11-1と台紙11-2において切り取り線がずれることはないので境界ハーフカット線27は必ずしも必要ではなくなる。

【0036】

台紙11-2の伝票片P1には、分離票P12の外形寸法よりも大きな輪郭を持つ輪郭ハーフカット線23が設けられている。すなわち、この輪郭ハーフカット線23は、上紙11-1の輪郭切り取り線13を囲んで台紙11-2裏面から台紙11-2表面まで到達する深さの切り込みを形成したものである。また、台紙11-2の表面側には、上紙11-1の粘着剤層15と対向する部位、つまり分離票P12を除いた領域に剥離剤層25が塗工されている。この剥離剤層25は、上紙11-1の裏面に塗工された粘着剤層15との接着力を弱めて上紙11-1から台紙11-2を剥がし易くするためのものである。

【0037】

10

20

30

40

50

なお、上紙 11-1 から台紙 11-2 を剥がし易くする手段としては、図 6 に示すように、上紙 11-1 裏面にある粘着剤層 15 の塗工パターンを全面塗工に替えて点糊状に塗工して、粘着剤層 15 の接着力を減少させることも考えられる。

【0038】

このように構成された台紙 11-2 の上に上紙 11-1 を重ね合わせて加圧すると、上紙 11-1 と台紙 11-2 との用紙間の構造は図 5 のようになる。

【0039】

伝票片 P1 の本票 P11 では、上紙 11-1 裏面に塗工された粘着剤層 15 と台紙 11-2 表面に塗工された剥離剤層 25 が接触して、上紙 11-1 と台紙 11-2 が剥離可能に接着される。一方、伝票片 P1 の分離票 P12 では、上紙 11-1 裏面に粘着剤層 15 が塗工されていないので、台紙 11-2 の上に上紙 11-1 が重なっただけの状態になっている（図 5 a 参照）。

10

【0040】

帳票片 P2 では、上紙 11-1 裏面に塗工された粘着剤層 15 と台紙 11-2 表面に塗工された剥離剤層 25 が接触して、上紙 11-1 と台紙 11-2 が剥離可能に接着された状態になっている（図 5 b 参照）。

【0041】

このような構成からなるラベル帳票 P は、例えば商品管理を行うための配送伝票と、商品の明細票を一体化した帳票として使用できる。図 1 a に示すように、伝票片 P1 が配送伝票になり、本票 P11 と分離票 P12 にはそれぞれ配送先、配送元、商品名の他に配達指定日や配達時間帯などの配送情報を記載する伝票記載欄 16 が印刷される。また図 1 b に示すように、帳票片 P2 が明細票になり、明細票には商品番号、商品名、数量、金額などの商品情報を記載する帳票記載欄 17 が印刷される。

20

【0042】

さらに図 4 a に示すように、台紙 11-2 の分離票 P12 に相当する部位には、受取人に伝達したい情報があらかじめ情報記載欄 18 に印刷される。なお、この情報記載欄 18 は配達時には分離票 P12 によって隠蔽されているので秘匿情報を記載することも可能である。

【0043】

続いて、本実施形態のラベル帳票の使用方法を説明する。

30

【0044】

まず、商品の注文を受けた通信販売業者や百貨店業者は、図 7 a に示すように伝票片 P1 の伝票記載欄 16 と帳票片 P2 の帳票記載欄 17 にそれぞれ所定事項を各種プリンタで印刷処理する。所定事項が印刷されたラベル帳票 P は、配送する商品とともに配送業者に委託される。

【0045】

次に、配送業者は、図 7 b に示すように帳票記載欄 17 に記載された所定事項を確認して、境界切り取り線 12 を切断して伝票片 P1 と帳票片 P2 とを切り離す。ここで台紙 11-2 の裏面側には境界切り取り線 12 に相当する位置に境界切り取り線 26 と境界ハーフカット線 27 が形成されているので、上紙 11-1 と台紙 11-2 が破損することなく伝票片 P1 と帳票片 P2 を互いに分離できる。

40

【0046】

次いで、配送業者は、図 7 c に示すように伝票片 P1 裏面の台紙 11-2 をめくって輪郭ハーフカット線 23 を切断し、輪郭ハーフカット線 23 の内側部分を残して台紙 11-2 を上紙 11-1 から剥がす。ここで台紙 11-2 は剥離剤層 25 によって接着力が弱められているので、上紙 11-1 の粘着剤層 15 から無理なく剥がすことができる。

【0047】

さらに、図 7 d に示すように、裏面に露出した粘着剤層 15 によって伝票片 P1 を商品梱包済みのケース 1 の外側に貼り付ける。この状態でケース 1 が配達される。貼り付けられた伝票片 P1 において、分離票 P12 の輪郭切り取り線 13 には切断しにくいマイクロ

50

ミシン線 13 - 2 が含まれているので、配達時に輪郭切り取り線 13 に外力が加えられても分離票 P 12 が切り離されて脱落することはない。

【0048】

配送業者はケース 1 を配達すると、伝票片 P 1 の分離票 P 12 に受取人の捺印またはサインをもらう。そして、図 7 e に示すように分離票 P 12 のコーナーカット部 14 に指を掛け分離票 P 12 の端部を掴んで輪郭切り取り線 13 を切断し、分離票 P 12 を本票 P 11 から分離して配達控えとして持ち帰る。ここで分離票 P 12 には粘着剤層 15 が塗工されておらず台紙 11 - 2 上に重なっているだけなので、台紙 11 - 2 から簡単に切り離すことができる。また、輪郭切り取り線 13 には上述したように切断し易い通常ミシン線 13 - 1 が含まれているので、本票 P 11 と分離票 P 12 を互いに破損することなく分離

10

【0049】

分離票 P 12 を切り離した後のケース 1 は、図 7 f に示すように分離票 P 12 下面に台紙 11 - 2 が残った状態になるので、図 8 c に示した配送伝票 2 のように分離票 2 - 2 部分が欠落してケース 1 の地肌部分が露出してしまうものに比べて分離後の外観見栄えを向上させることができる。また台紙 11 - 2 の分離票 P 12 に相当する部位には、分離票 P 12 を切り離すことによって情報記載欄 18 が現れるため、受取人に更なる情報を伝達することも可能である。

【0050】

以上、本発明の実施形態を説明したが、上述した実施形態においては様々な変形が可能である。例えば、ラベル帳票 P の帳票片 P 2 は、上紙 11 - 1 裏面の粘着剤層 15 と台紙 11 - 2 表面の剥離剤層 25 で剥離可能に接着したラベル形態になっているが、必要に応じて台紙 11 - 2 表面の剥離剤層 25 をなくして上紙 11 - 1 と台紙 11 - 2 を剥離不能に完全接着する構成を採用しても良い。また、ラベル帳票 P は印刷用紙からなる上紙 11 - 1 と台紙 11 - 2 を貼合したシート体 11 で構成されているため、台紙 11 - 2 裏面にもプリンタでの印字が可能であり、台紙 11 - 2 裏面にある余白スペースに更なる情報を印刷することもできる。

20

【図面の簡単な説明】

【0051】

【図 1】本発明のラベル帳票を示す (a) 表面側平面図, (b) 裏面側平面図。

30

【図 2】上紙を示す (a) 表面側平面図, (b) 裏面側平面図。

【図 3】図 2 の C 部拡大平面図。

【図 4】台紙を示す (a) 表面側平面図, (b) 裏面側平面図。

【図 5】図 1 の (a) A - A 線断面図, (b) B - B 線断面図。

【図 6】粘着剤層の他の塗工例を示す断面図。

【図 7】本発明のラベル帳票の使用方法を示す説明図。

【図 8】従来の配送伝票の不具合を示す説明図。

【図 9】従来の配送伝票の不具合を示す説明図。

【符号の説明】

【0052】

40

P ラベル帳票

P 1 伝票片

P 11 本票

P 12 分離票

P 2 帳票片

11 シート体

11 - 1 上紙

11 - 2 台紙

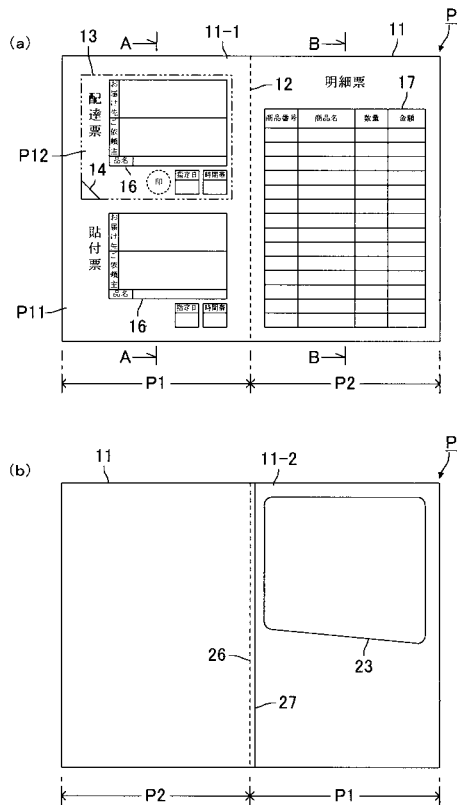
12 境界切り取り線

13 輪郭切り取り線

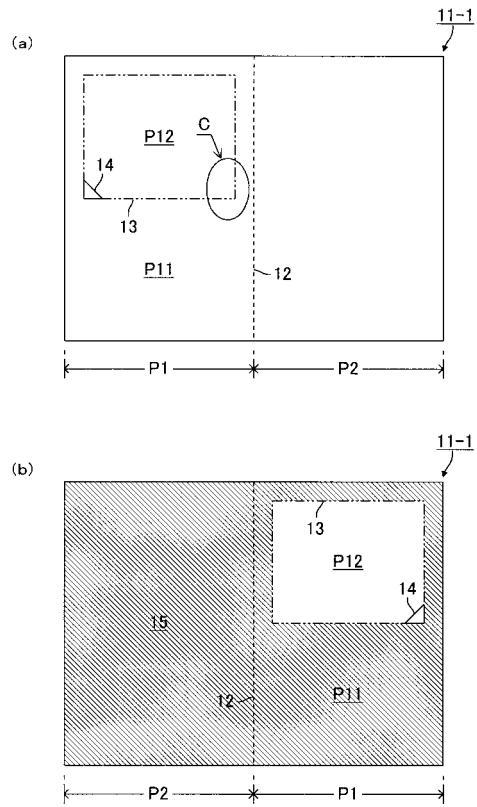
50

- 1 3 - 1 通常ミシン線
- 1 3 - 1 a カット部
- 1 3 - 1 b アンカット部
- 1 3 - 2 マイクロミシン線
- 1 3 - 2 a カット部
- 1 3 - 2 b アンカット部
- 1 4 コーナーカット部
- 1 5 粘着剤層
- 1 6 伝票記載欄
- 1 7 帳票記載欄
- 1 8 情報記載欄
- 2 3 輪郭ハーフカット線
- 2 5 剥離剤層
- 2 6 境界切り取り線
- 2 7 境界ハーフカット線

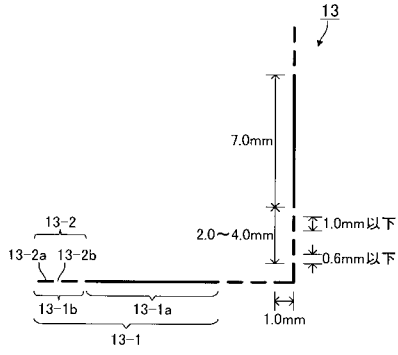
【 図 1 】



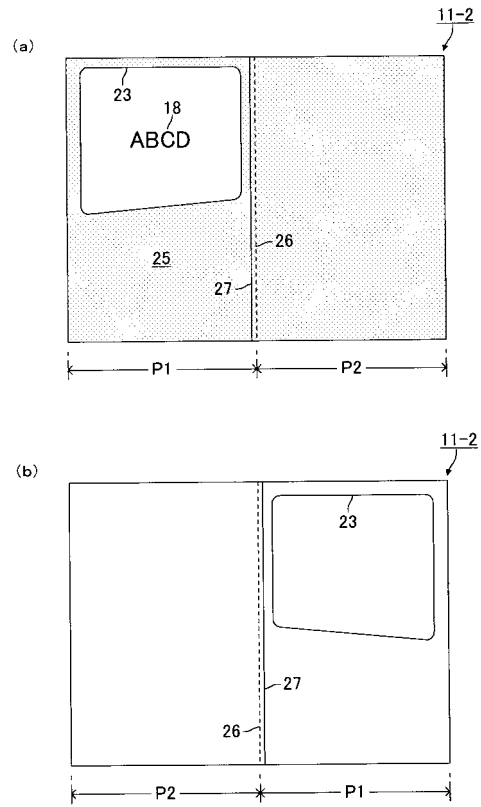
【 図 2 】



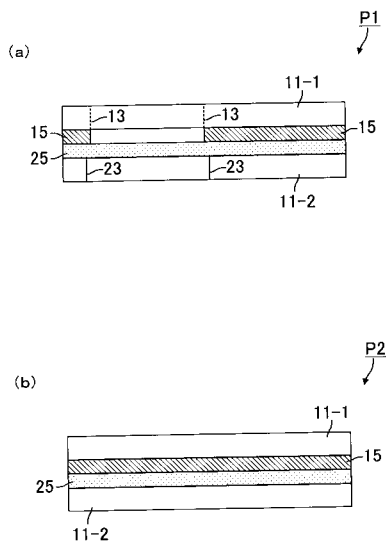
【 図 3 】



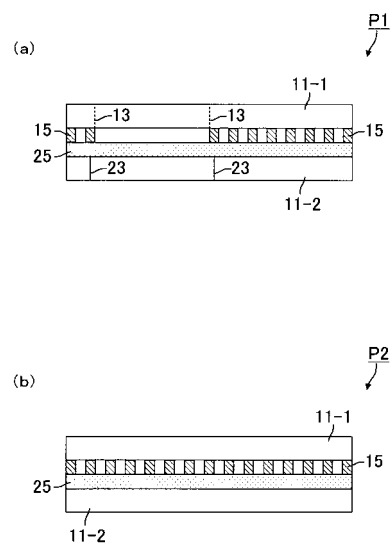
【 図 4 】



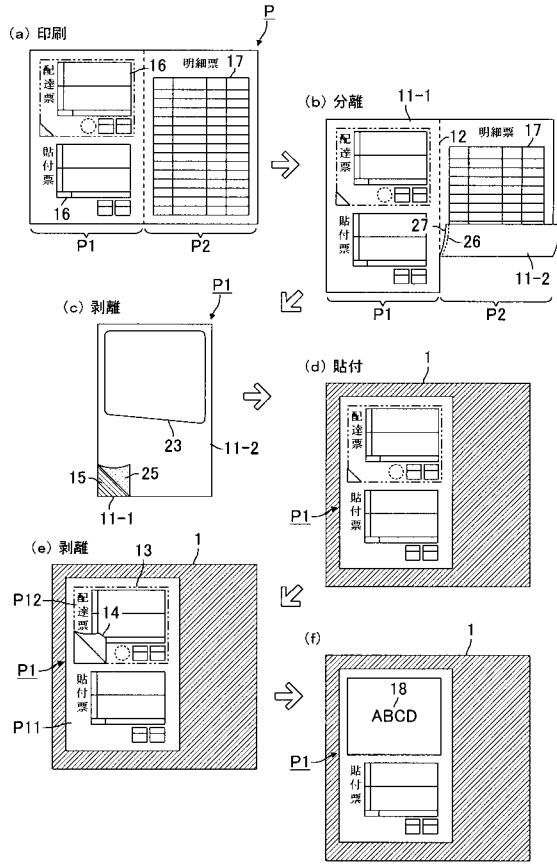
【 図 5 】



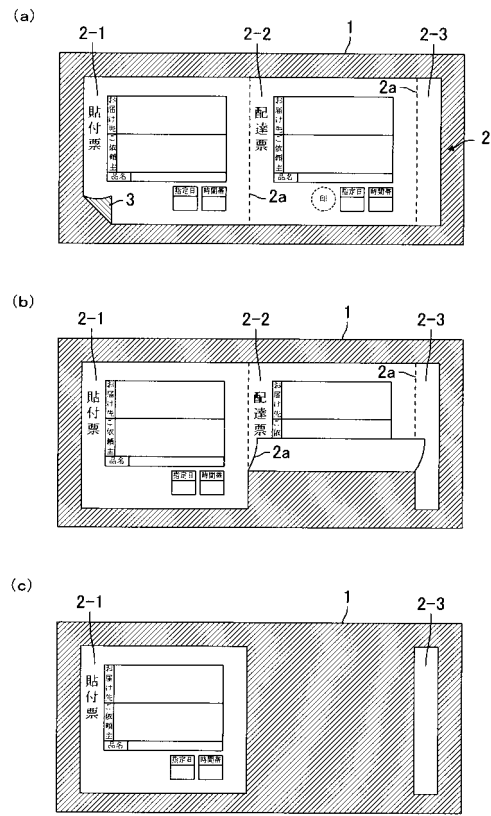
【 図 6 】



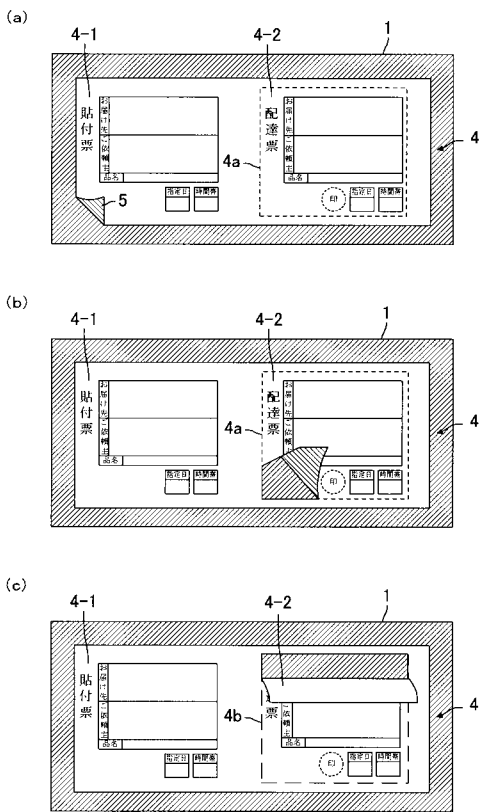
【 図 7 】



【 図 8 】



【 図 9 】



---

フロントページの続き

- (56)参考文献 実開平06 - 087974 (JP, U)  
特開2002 - 127644 (JP, A)  
特開2000 - 132105 (JP, A)  
特開平7 - 266746 (JP, A)  
実開平7 - 40171 (JP, U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B42D 11/00  
B42D 15/02 - 15/04  
G09F 3/02